

労働保険の成立手続きは おすすめですか

労働者を一人でも雇用していれば
労働保険に加入する必要があります

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。労働者を一人でも雇用していれば、加手続きを行わなければなりません(農林水産の一部の事業は除きます)。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所(ハローワーク)に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

労働保険 事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体です。